

# 2018年 法改正 労働基準法

法34条休憩の事由利用の原則の例外  
(自由に利用させる必要のない場合)

平成30年4月1日 施行(追加)

適用除外者	手続き
①警察官、消防吏員、常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び <u>児童自立</u> 支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	当然に適用除外 ( <u>手続不要</u> )
②乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	あらかじめ 所轄労働基準監督署長の許可が必要
③居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、 <u>家庭的</u> 保育者として保育を行う者 (同一居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。)	当然に適用除外 ( <u>手続不要</u> )

平成30年4月1日以降、准救急隊員が追加。  
消防法の改正により追加されています。

(施設関係の覚え方)

- 「児童自立」と「家庭的」とくれば、手続不要
- それ以外は、許可が必要

適用除外者	手続き
① <u>児童自立</u> 支援施設に勤務する職員＋児童と起居	<u>手続不要</u>
③ 居宅訪問型保育事業( <u>家庭的</u> 保育者)	
② 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員＋児童と起居	<u>許可必要</u>